

(案)

静岡市アリーナ整備事業 PFI 等アドバイザー業務
委託契約書

委託者静岡市（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、静岡市アリーナ整備事業PFI等アドバイザー業務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

令和6年度 観文ス振委第65号 静岡市アリーナ整備事業PFI等アドバイザー業務
（委託業務の要領）

第3条 委託業務の要領は、次のとおりとする。

- （1）業務の場所 静岡市
 - （2）業務の内容 別紙仕様書のとおり
 - （3）委託期間 契約締結の日から令和8年6月30日(火)まで
 - （4）委託料 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
 - （5）契約保証金 金 円 免除（契約規則第35条第1項第3号の規定による）
- （委託業務の完了報告及び検査）

第4条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（契約目的物を含む。）を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

- 2 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託料の支払）

第5条 乙は、第3条第4号に定める委託料に係る請求書を次の区分に従い、甲に提出するものとし、甲は、令和7年度に委託料の一部（上限額を39,600,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。）、令和8年度（業務完了時）に残金を乙に支払う。

- 2 甲は、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後も、また同様とする。

(案)

(個人情報の保護に関する事項)

第8条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙)に定める事項を遵守しなければならない。

(事故処理)

第9条 乙は、委託業務の処理に当たり、事故その他の理由により委託業務の正常な履行に支障が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに甲にその旨を報告するものとし、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定による報告後、速やかにその内容を詳記した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、個人情報の保護に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等との契約書等に第7条から前条までの規定を準用する旨を明記しなければならない。

3 乙は、前項の再委託等の契約を締結した後、速やかに当該契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

(著作権)

第11条 乙が委託業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 委託業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第13条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(案)

(2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 委託業務が第3条第3号の期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前2号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

(案)

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

(市長への報告等)

第15条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第16条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

委託者 甲

静岡市長

印

受託者 乙

印